

栄養教諭免許状更新講習 受講対象者数調査

平成24年5月1日現在

①都道府県名	大阪府
--------	-----

②栄養教諭配置数	
----------	--

1. 旧免許状所持者

栄養教諭免許状の 授与年月日	平成18年3月31日 以前	平成18年4月1日 ～平成19年3月31日	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	平成20年4月1日 ～平成21年3月31日	平成21年4月1日 以降
最初の修了確認期限	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	※生年月日による割り振り
③人数					※欄に記載

※旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を平成21年4月1日以降に授与されている場合

グループ (別紙参照)	第3グループ	第4グループ	第5グループ	第6グループ	第7グループ	第8グループ	第9グループ	第10グループ
最初の修了確認期限	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成32年3月31日
④人数								

2. 新免許状所持者

免許状に記載の 有効期限	平成27年3月31日	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成32年3月31日	平成33年3月31日	平成34年3月31日
⑤人数								

3. 担当者の連絡先

記入者 職・氏名		学校・園 名		電話番号	
----------	--	--------	--	------	--

栄養教諭免許状更新講習 受講対象者数調査

平成24年5月1日現在

記入要領

①都道府県名	〇〇県	②栄養教諭配置数	
--------	-----	----------	--

1. 旧免許状所持者

栄養教諭免許状の授与年月日	平成18年3月31日以前	平成18年4月1日～平成19年3月31日	平成19年4月1日～平成20年3月31日	平成20年4月1日～平成21年3月31日	平成21年4月1日以降
最初の修了確認期限	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	※生年月日による割り振り
③ 人数	0	0	0	0	※欄に記載

※旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を平成21年4月1日以降に授与されている場合

グループ (別紙参照)	第3グループ	第4グループ	第5グループ	第6グループ	第7グループ	第8グループ	第9グループ	第10グループ
最初の修了確認期限	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成32年3月31日
④ 人数	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 新免許状所持者

免許状の有効期限	平成27年3月31日	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成32年3月31日	平成33年3月31日	平成34年3月31日
⑤ 人数	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 担当者の連絡先

氏名	所属	電話番号

【記入要領】

・水色の欄にそれぞれ記載をしてください。

②栄養教諭配置数 欄

- ・平成24年5月1日時点の栄養教諭の配置数を記載してください。
- ・③、④、⑤欄に記載した各人数の合計数と一致しているか確認してください。

③ 人数 欄

- ・旧免許状を所持する栄養教諭について、所持する栄養教諭免許状が授与された年月日毎に人数を記載してください。
- ・栄養教諭免許状の授与日が平成21年4月1日以降の者については、④欄に記載してください。

④ 人数 欄

- ・旧免許状を所持する栄養教諭のうち、栄養教諭免許状の授与日が平成21年4月1日以降の者は、生年月日により最初の修了確認期限が割り振られます。栄養教諭以外の免許状(幼・小・中・高・養護等)の免許状を平成21年3月31日以前に授与され、栄養教諭免許状の授与を平成21年4月1日以降に授与された者については、別紙を参照の上、生年月日から割り振られるグループ毎に人数を記載してください。

⑤ 人数 欄

- ・新免許状を所持する栄養教諭について、免許状に記載されている有効期限毎に人数を記載してください。
- ・栄養教諭免許状の授与を受けた後に、別の免許状の授与を受けた場合には、持っている免許状のうち最も遅い有効期限となります。この場合には、栄養教諭免許状に記載された有効期限ではなく、持っている免許状のうち最も遅い有効期限に記載してください。

【別紙】

旧免許状を所持する栄養教諭のうち
平成21年4月1日以降に栄養教諭免許状の授与を受けた者の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限
第1グループ	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日
第2グループ	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日
第3グループ	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日
第4グループ	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日
第5グループ	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日
第6グループ	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日
第7グループ	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日
第8グループ	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日
第9グループ	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日
第10グループ	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～昭和60年4月1日	平成32年3月31日